

(仮称)岡山市可燃ごみ広域処理施設整備運営事業 実施方針の策定の見通し

令和2年11月25日

岡山市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定に準じ、下記のとおり公表します。

特定事業の名称	事業期間	特定事業の概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
(仮称)岡山市可燃ごみ広域処理施設整備運営事業	設計・建設期間 (試運転含む):5年 運営期間:20年	(仮称)岡山市可燃ごみ広域処理施設の設計・建設・運営に関する一連の業務	岡山県岡山市南区 豊成一丁目4番1号ほか	令和2年12月(予定)